

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本デフサーフィン連盟（以下、「本連盟」という）の競技者が日本のサーフィンに携わる者の模範となり、もってサーフィンの健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における競技者資格を有する者とは、サーフィンを愛好し、本連盟に競技者として登録された者をいう。

(登録資格)

第3条 競技者は、スポーツマンシップの原則に忠実でなければならない、これらに反する行為に関与してはならない。

2 次の者を競技者として登録することはできない。また、すでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取り消さなければならない。

- (1) 本連盟の定款または規約等に反し、競技者として著しく品位名誉等を傷つけた者。
- (2) 暴力行為等によりフェアプレー精神に反した者。
- (3) 本連盟の役員または会員として資格の停止除名の処分等を受けた者。
- (4) サーフィンで得た知識を本連盟の許可なく、イベント等で金銭の授受の得ている者。
- (5) その他、理事会の決議により競技者として登録を不可とされている者。

(全日本サーフィン選手権大会に出場する競技者の選考について)

第4条 毎年開催される全日本サーフィン選手権大会に出場する競技者を選考するため、選考委員会を設置し、以下の構成員で構成される。

- (1) 日本デフサーフィン連盟理事全員
- (2) 日本サーフィン連盟公認ジャッジを保持している日本デフサーフィン連盟会員

2 全日本サーフィン選手権大会出場競技者選考基準と申請、通知は、以下を定める。

- (1) 前年度の各クラスランキング上位
- (2) 入賞を納める可能性が高いと認められる競技者
- (3) 法令や社会規範を遵守している競技者

上記のいずれかを満たす者から総合的に判断して選考する。条件に不備があった場合は、審査の対象とならない。

出場希望者は、受付期間までに選考委員会へ申請する。競技者を決定したあと、申請頂いた競技者に、結果をお知らせする。

選考において不採用となった競技者に対して、その理由についての説明を一切行わないものとする。また選考会の決定に対する不服申し立ては受け付けない。

- 3 競技者は、選考会の指示やルールを遵守しなければならない。
- 4 競技者は、選考会からの指示に従わなかった場合、その競技者を解任することができる。
- 5 選ばれた競技者が辞退した場合、代行競技者を立てることができる。
- 6 代行競技者は、選ばれた競技者と同様の要件を満たしていなければならない。
- 7 条件に当てはまる競技者がいない場合、日本サーフィン連盟に出場辞退を通知する。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附 則

本規程は、2023年6月9日から施行する。